

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◆告示 土地改良区の定款変更  
保安林の指定解除予定  
土地改良区役員の変更及び就任  
教育職員免許状の授与  
炭を並びに気腫その予防注射の実施
- ◆人委規則、職員等の旅費の支給に關する規則の一部改正
- ◆正誤 昭和三十二年十一月十九日付鳥取県告示第六百二十号中一部訂正  
昭和三十三年五月衆議院議員総選挙選挙長告示第二号中一部訂正

## 告示

鳥取県告示第九十七号

湖東大浜土地改良区の定款変更について、土地改良法（

昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、昭和三十三年五月六日認可した。

昭和三十三年五月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の規定に基く同法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二条の規定により次の土地について保安林の指定を解除する予定であるから同法第三十条の規定により告示する。

昭和三十三年五月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂



監事 魚崎保幸  
新田常蔵

鳥取県告示第二百号

次の者に対し教育職員免許状を授与した。

昭和三十三年五月九日

鳥取県知事 遠藤 茂

免許状の種類 番号 氏名 本籍地 授与年月日

中学校教諭二級普通免許状 (英語) 昭三三中二普第一号 山内 栄治 鳥取県岩美郡岩美町浦富 昭和三十三年五月六日

第二号 北村 泰彦 気高郡青谷町田原谷

第三号 中田 正信 八頭郡八頭村字才代

鳥取県告示第二百一号

次のように炭そ並びに気腫その予防注射を実施するから家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定により牛及び馬の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十三年五月九日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 実施の目的 炭そ並びに気腫その予防のため
- 二 実施の区域 別紙のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

炭そ、予防注射——牛、馬ただし、生後三箇月以内、分娩前後一箇月以内のものを除く。

気腫その予防注射——牛ただし、生後三箇月以内分娩前後一箇月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり。

五 検査及び注射駆除の方法

炭そ、予防注射——炭そ、第二予防液皮下注射

気腫その予防注射——気腫その予防液皮下注射

人事委員会規則

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年五月九日

鳥取県人事委員会委員長 中本寛藏

鳥取県人事委員会規則第六号

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

実施月日	実施区域	実施場所
五月十二日	西伯郡淀江町大和	大和家畜検診所
" 十三日	" 淀江	淀江"
" 十四日	" "	" "
" 十五日	" 宇田川	宇田川"
" 十六日	" 宇田川	" "
五月十九日	西伯郡淀江町宇田川	本宮家畜検診所

職員等の旅費の支給に関する規則(昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。別表第五(講習、研修等の旅費)を次のように改める。

